

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 30 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 19 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 46 件 |
| 国民年金関係 | 14 件 |
| 厚生年金関係 | 32 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から62年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市役所から昭和62年11月26日付けで過年度納付保険料のお知らせが届いたので、市役所の窓口か金融機関で一括納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所から昭和62年11月26日付けで過年度納付保険料のお知らせが届いたので、市役所の窓口か金融機関で一括納付したと主張しているところ、申立人は申述とおりの市役所からの「国民年金保険料過年度分の納付について（お知らせ）」を所持しており、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和62年11月ころであり、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった上、申立人が、18か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料の大部分を前納しており、納付意識が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 6 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に短期大学を卒業後、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っている。年金納付について厳格な父に指導されて育ち、その都度必要な手続を行っている。手続後すぐに未納となっているはずがない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 3 月に短期大学を卒業後、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行っているとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、54 年 4 月ごろに国民年金への加入手続を行っているとは推認でき、その時点では、申立期間のうち 52 年 1 月から同年 6 月までの期間については、納付可能な期間である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの 1 年 9 か月間については、過年度納付を行っていることが確認でき、6 か月間と短期間である同期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外に未納期間は無く、国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続を適切に行うなど、納付意識が高かったものと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの期間については、国民年金への加入時期からすると時効により納付できない期間であり、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年12月までの期間及び53年1月から54年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から51年12月まで
② 昭和53年1月から54年12月まで

昭和55年1月に、妻と一緒にA市役所で国民年金加入手続を行い、同市の職員から5年前までさかのぼって保険料を納付できると言われ、別室に案内されて、申立期間①及び②について、職員から言われた金額の保険料を現金で一括納付した。その際、領収書は出せないと職員に言われ、後で年金手帳に保険料を納付した旨記載すると言われたものの、後日郵送された年金手帳には記載されていなかった。申立期間①及び②について、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月に、その妻と一緒にA市役所で国民年金加入手続を行った際、同市の職員から5年前までさかのぼって保険料を納付できると言われ、申立期間①及び②の国民年金保険料を現金で一括納付したと具体的に供述しており、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妻は、同市役所で申立人と一緒に国民年金加入手続を行った際、具体的な金額は覚えていないものの、申立人が同市役所で国民年金保険料を現金で一括納付したのを覚えているとしている。

また、上記のとおり、申立人は5年前にさかのぼって保険料を納付できるとA市役所の職員に言われたとしているが、保険料納付の時効が2年であることからして、特例納付による納付を示していると推認され、申立人が国民年金保険料を現金で一括納付したとする昭和55年1月は、第3回特例納付の実施期間中であり、申立人は、申立期間①は強制加入期間で特

例納付の対象者となる。

さらに、申立期間②について、申立期間②の直前及び直後は国民年金保険料の納付済期間となっている上、申立人は申立期間②直後の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの保険料を現年度納付しているが、同期間より前であり、同じ現年度納付期間である申立期間②の一部期間（54 年 4 月から同年 12 月までの期間）の保険料を納付しないのは不自然である。

なお、申立人の妻は、昭和 55 年 1 月に A 市役所で申立人と一緒に国民年金加入手続を行った際、現金の持ち合わせが無かったため、同市役所で複数の納付書を交付され、後日銀行で国民年金保険料を分割納付したとしており、申立期間①については特例納付済み、申立期間②のうち 53 年 1 月から 54 年 3 月までは過年度納付済み、同年 4 月から同年 12 月までは現年度納付済みであることが、申立人から提出された領収書により確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②より後の国民年金加入期間について付加保険料を含め国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 57 年 4 月から 60 歳到達により被保険者資格を喪失する前月の平成 17 年*月まで、付加保険料を含め国民年金保険料をすべて前納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年10月から36年3月まで
② 昭和38年4月
③ 昭和53年1月から同年3月まで
④ 平成7年9月及び同年10月

結婚前は、地区の班長が自宅まで国民年金保険料の集金に回っており、母が家族の分をまとめて班長に納付していた。申立期間①は、昭和35年10月ころに班長から「国民年金の制度が来年から始まり、今は準備期間だけれどもお宅は3人分で300円になる。」と言われ、母が払っているのを見たことがある。申立期間②も、母が集金で納めてくれたはずである。

結婚後、しばらくは国民年金の手続をしていなかったが、昭和50年11月にA市で任意加入の手続をした。申立期間③当時は、B金庫の口座から国民年金保険料を引き落として納めていると思う。

申立期間④は、記録では平成7年10月の国民年金保険料は同年11月及び同年12月の保険料と一緒に納めたことになっているが、それとは別に同年*月に夫が亡くなってすぐに、C市役所から私と夫について同年9月及び同年10月の国民年金保険料を納めてくださいという通知が送られてきたので、娘に市役所へ連れて行ってもらい、1か月1万円ほどの保険料を納めた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、地区の班長の集金によりその母が家族の分の国民年金保険料を納付したとしているところ、D市では、申立

期間②当時、申立人が在住していたE町（現在は、D市）F地区で組単位による保険料の集金が行われていたとしており、申立期間②の保険料を100円とする主張は、申立期間②当時の保険料額と一致しているなど、申立内容は当時の状況と符合している上、当時一緒に保険料を納付したとする申立人の兄及び妹は納付済みである。

また、申立期間③について、申立人は、申立期間③の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが特殊台帳により確認でき、3か月と短期間である申立期間③の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間①は、国民年金制度の準備期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできない上、申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料納付について、申立人自身は直接関与しておらず、保険料を納付していたとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間④について、申立人は、申立人及びその夫に申立期間④の納付書が届いたとしているが、申立人は、申立期間④のうち平成7年9月は国民年金の第3号被保険者であり、オンライン記録によると同年12月13日に第3号被保険者の資格喪失の手続をしていることが確認できること、及び夫は同年9月は厚生年金保険の被保険者期間であり、同年*月*日に他界していることから、申立人が主張する時期に市が申立人及びその夫に対し申立期間④の保険料収納を求める通知をするとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から58年4月まで
② 平成8年4月及び同年5月

私は、ねんきん特別便が来て未納期間があることが分かった。申立期間の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成8年6月後の同年9月20日に8年3月の国民年金保険料を過年度納付しており、同日に申立期間②の保険料の現年度納付が可能であるにもかかわらず、同年3月の1か月分のみを過年度納付し、申立期間②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である上、当時の申立人の妻の保険料は納付済みであり、申立期間②も2か月間と短期間である。

2 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付状況等の記憶が曖昧であり、申立人が、申立期間①当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡がうかがわれず、申立人はA市内から移動していないため、国民年金の加入手続をした事情も見当たらず、申立人が国民年金の加入手続をした平成8年6月時点で、申立期間①の保険料は時効により納付できない。

さらに、口頭意見陳述において、申立人は、昭和 47 年 7 月に会社を辞めた後に B 市役所で加入手続をし、B 市役所内にあった郵便局で国民年金保険料を納付し、再就職した後は、会社が給料から差し引いて保険料の納付手続をしてくれたとの主張に変更したが、B 市では、郵便局を指定金融機関に指定していないので郵便局で保険料を納付することはできず、申立人が再就職した会社では、申立人と同時期に勤務していた同僚から、自分で保険料の納付手続をしたことを聴取したとしており、申立人の主張と符合しておらず、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

加えて、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 63 年ころ会社を解雇され、夏ころ転職したがうまくいかず、収入が無いため、家を売却して滞納していた国民年金保険料や税金等約 60 万円以上を一括で納付した。妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、家計の切り盛りをしていた申立人の妻が、税金などと一緒に申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、申立期間直前の昭和 63 年 4 月及び同年 5 月の夫婦の保険料は夫婦同一日に納付されており、申立期間直後の平成元年 4 月から 2 年 1 月までの夫婦の保険料は同年 1 月 29 日に、2 年 2 月の夫婦の保険料は 3 年 2 月 14 日に納付されていることから、申立人は、夫婦一緒に保険料を納付していることが推認され、申立人の妻の保険料が納付済みとなっている申立期間について、申立人の保険料が未納になっているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料の工面について、自宅を売却した資金を現金で 2 回に渡って受け取り、住宅のローン、税金や国民年金保険料などの支払に充て残ったお金を預金にしたと主張しているところ、申立人が所持している預金通帳には、申立人の妻の申立期間の保険料が一括して過年度納付された翌日の平成 2 年 1 月 30 日に 170 万円が預金されていることから、保険料等を納付した後に残額を預金したことがうかがわれ、申立人が申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したとする主張に信憑性が認められる。

さらに、申立期間は、10 か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年4月から44年3月まで

ねんきん特別便で未納期間があることが分かった。結婚してA市へ転居したが、それ以前に住んでいたB地で健康保険に入り区民税も納付した記憶があり国民年金にも加入したのではないかと思う。保険料は100円で初老の婦人が集金に来ていたことを覚えている。また、結婚しA市に転居した後も集金人が保険料を徴収に来ていたことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の妻は夫婦の保険料を自身が納付していたとしているところ、納付日が確認できる昭和40年4月から41年12月までの申立人とその妻の保険料の納付は同一日であり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと認められ、申立人の妻が納付済みである申立期間②について申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、C区で加入手続をし、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、その妻がA市で国民年金保険料を納付していたとする申立期間②についても当初はC区で納付したとしている上、加入手続をした住所地を当初はD区であったと供述するなど、加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料を納付したとする申立人の

妻は、結婚してから1年間ほどは申立人の保険料を納付しなかった期間があったとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳はA市で昭和38年10月23日に発行されており、その時点では申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び45年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和43年4月から44年3月まで
③ 昭和45年4月から同年6月まで

申立期間①については、私は覚えていないが母が払ってくれていたと思う。

申立期間②について、A市に住んでいた昭和44年4月ころ自宅を訪れた集金人を通して国民年金の加入手続をした。集金人が保険料の集金に来た時、昭和43年度保険料を納付することができ、43年度を納付すれば41年及び42年度の保険料も納付可能とのことであったので、43年度の保険料を集金人に納付した。その後41年及び42年度の納付書をもらったので、44年10月27日にB郵便局で2年分の保険料を一括して納付した。

申立期間③については、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を3か月ごとの納付書で46年3月15日に納めた領収証書を持っており、この分と一緒に納めたはずである。

年金裁定時に申立期間①、②及び③が未納とされていることが分かったが、申立期間②及び③は確かに自分で納めたので社会保険事務所（当時）に未納のはずはないと主張したが認められなかった。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳は昭和44年4月28日に発行されており、このころに加入手続が行われたと推認でき、加入手続

の時点で昭和 43 年度の保険料は過年度納付が可能である。

また、A 市では、昭和 53 年まで集金人が被保険者の便宜を図るため、求めに応じ過年度納付書を提供することや過年度保険料を預かることをしていたとしており、申立人の申述に符合する。

さらに、申立人は、昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を 44 年 10 月 27 日に一括納付した領収証書を所持しており、昭和 44 年度の保険料も納付されていることから、43 年度の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 申立期間③について、申立期間③直前の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料は 45 年 7 月 13 日に、直後の同年 7 月から 46 年 3 月までの保険料は 3 か月ごとの納付書で 46 年 3 月 15 日に納付されていることが申立人の所持する領収証書から確認でき、3 か月と短期間の申立期間③の保険料が納付できなかった特段の事情も見当たらない。
- 3 一方、申立期間①について、申立人は、その母が納付してくれていたはずであるとしているのみで具体的な申述は無く、その母も既に他界しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。
また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 4 月に払い出されており、払出時点からすると、申立期間①は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、20歳（昭和49年*月）になって少し経ったころ兄から勧められA市役所で国民年金加入手続を行った。保険料は、送付されてきた納付書により納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になって少し経ったころその兄から勧められA市役所で国民年金加入手続を行い、送付されてきた納付書により保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年10月から同年11月ころに払い出されていると推認されること、及びA市の国民年金被保険者名簿には「50.11.6届」と記載されていることから、申立人は50年11月ころに加入手続をしたと推認され、その時点では申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間である。

また、申立人に国民年金加入を勧めたとするその兄は、加入期間はすべて納付済みであり、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険と国民年金の切替えによる9日間の未加入期間を除き未納は無く、複数回に及ぶ厚生年金保険と国民年金の切替手続も適切に行っており、納付意識が高く、年金制度への理解度も高いと認められ、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から50年3月まで

私が30歳（昭和50年）のころ、母から国民年金に加入するよう強く勧められた。加入手続は母がA市役所（現在は、B市役所）でしてくれた。加入手続直後に、母が市役所から過去の未納分の国民年金保険料をまとめて納付できることを聞いてきて、20歳までさかのぼった保険料を同市役所で納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の母は、A市役所で国民年金加入手続を行い、その手続後に、過去の未納分の保険料をまとめて納付できることを聞き、20歳までさかのぼった保険料を同市役所で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和50年9月ころまでに払い出されていると推認されることから、申立期間のうち48年7月から50年3月までの期間は過年度納付が可能な期間であり、21か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和39年12月から48年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出時点の50年9月ころは第2回特例納付が可能な時期であるが、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしてくれたとするその母は既に他界しており、申立人自身は、その母が納付したとする保険料額等の記

憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間のうち昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間については、第 2 回特例納付可能期間外であり、国民年金手帳記号番号払出時点では時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和 39 年 12 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から47年12月まで

私は19歳（昭和42年ころ）のころから姉夫婦が経営するA区のB店で働いていた。国民年金の加入手続きを行ったのはいつごろか覚えていないがA区役所C出張所で行ったと記憶している。義兄が44年2月に急死した時に、姉は国民年金が未納だったため母子年金を受給できなかったことから、姉妹とも国民年金の大切さを痛感し、その後は間を置かずに保険料を一緒に納付してきた。保険料は集金人に納めていたことも覚えているので申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の姉夫婦が経営するB店で働いている時に、A区役所C出張所に行き国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和47年1月ころA区で払い出されたことが推認でき、その払出時点では、申立期間のうち46年4月から47年12月までの期間は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人が、21か月と比較的短期間である昭和46年4月から47年12月までの国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和43年12月から46年3月までの期間は、47年1月ころの手帳記号番号の払出時点からすると、43年12月から44年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間、

44年10月から46年3月までの期間はさかのぼって納付できる期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間のうち、昭和43年12月から46年3月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B施設における資格取得日に係る記録を昭和20年9月1日に、資格喪失日に係る記録を23年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20年9月から21年3月までは200円、同年4月から23年5月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月1日から23年6月1日まで

亡夫のねんきん特別便が自宅に届き、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社に昭和4年5月1日から38年1月31日に定年で退職するまで継続して勤務していた期間に、まさかの空白期間があった。空白期間とされている20年9月1日から23年6月1日までの間は、私ども一家はC市に居住して、夫は同市内からD施設に勤務していた。その証拠として、A株式会社から発行していただいた在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった申立人の人事記録「経歴(入社後)、社員名簿」、同社の現在の社会保険事務担当者の供述並びに申立人の同社における勤続25年及び30年の表彰状から判断すると、申立人は同社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和20年9月1日に同社E施設から同社B施設に異動し、23年6月1日に同館から同社F施設に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めら

れる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の標準報酬月額の記録は、A株式会社E施設の資格喪失時（昭和20年9月1日）は200円、同社F施設における資格取得時（23年6月1日）は600円と、いずれも当時の最高等級であったことから、20年9月から21年3月までは200円、同年4月から23年5月までは600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から23年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間における厚生年金保険資格取得日は昭和38年7月1日、資格喪失日は39年8月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月23日から40年5月31日まで
社会保険庁(当時)の記録によれば、私が申立期間に勤務していたA株式会社の厚生年金保険被保険者記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人と氏名及び生年月日が同一で、厚生年金保険資格取得日が昭和38年7月1日となっている厚生年金保険被保険者の記録が確認できる。

また、申立人が供述しているA株式会社の所在地及び親族や同僚の氏名についても、同名簿の記録と一致しており、元事業主の親族や同僚は、期間が特定できないものの、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたと証言していることから、勤務実態が推認できる上、当該被保険者記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

さらに、当該被保険者名簿には申立人の厚生年金保険資格喪失日の記載が無いが、申立人が申立事業所の次に勤務した個人事業所であったB社(当時、申立人の兄が創業)の雇用保険の資格取得日は昭和39年8月21日になっていること、及び申立事業所からB社に申立人と同時に転職した

としている申立人の兄及び同僚の申立事業所における資格喪失日が同年 8 月 1 日であることから、申立人は、同年 8 月 1 日まで申立事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 39 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿における当該未統合記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年4月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成6年11月1日から10年4月1日までの標準報酬月額が、8年4月1日にさかのぼって59万円から9万8,000円に引き下げられている。ねんきん定期便で遡及減額を初めて知ったが、当時はBであり、遡及訂正を知らされておらず、関与もしていないので、遡及訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から10年3月までの期間は59万円と記録されていたところ、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日である同年4月1日以後の同年6月1日付けで申立人を含む7人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の場合は、8年4月から10年3月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した源泉徴収票及び市県民税徴収税額通知書における株式会社Aでの平成8年度の社会保険料控除額から判断すると、標準報酬月額は当時の最高額の59万円であることが認められる上、訂正前のオンライン記録によると、平成8年10月1日付け及び9年10月1日付けの定時決定の厚生年金保険標準報酬月額59万円の記録が確認できる。

さらに、当該事業所の事業主に照会したところ、訂正処理が行われた当時は社会保険料の滞納があったことを認めている上、「申立人は、Bであり訂正事務処理に関与していなかった。」と供述している。

加えて、同僚17人に照会を行い8人から回答があり、大部分の者が

「給与の遅配があった。申立人は、Bであった。^{そきゅう}遡及訂正は別の取締役が行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社の資格喪失日に係る記録を平成14年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月28日から同年3月1日まで

A株式会社に平成元年4月25日に入社し、62歳の定年退職日の14年*月*日まで正社員のB職として、勤務し退職した。元年5月分から退職月の14年*月分まですべての給与明細書を所持しており、各月分から健康保険、厚生年金保険の保険料が控除されている。しかし、社会保険庁(当時)の記録は資格喪失日が14年*月*日となっており、被保険者期間が1か月間足りない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書により、平成14年2月において欠勤が無いこと及び雇用保険の離職日が14年*月*日であることから、申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、平成14年2月度の給与明細書から、同年2月に係る厚生年金保険料として2万820円が控除されていることが確認できる。

一方、A株式会社は、「申立人は、定年退職であるため平成14年*月*日まで在職しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年3月1日である。会社の事務処理に誤りがあり、誤った資格喪失日を届け出てしまった。また、当該保険料の納付は行っていなかった。」と回答している。なお、当該事業所の就業規則に、定年退職は指定年齢到達月の末日まで勤務すると

規程されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書における保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は届出の誤り及び保険料の納付を行っていないことを認めている上、同社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は平成14年*月*日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る14年*月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便によると、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成12年3月31日となっているが、同日まで勤務しており、被保険者期間が1か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB市役所から提出された平成13年度課税台帳の平成12年分給与支払報告書データから判断すると、申立人が12年3月31日まで株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B市役所から提出された平成13年度課税台帳の平成12年分給与支払報告書データ及び申立人の12年2月に係るオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは不明としているが、同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社は、申立人の資格喪失日について「平成12年3月31日」と社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和57年9月30日、資格喪失日に係る記録を58年9月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年8月1日まで
② 昭和57年9月30日から58年9月21日まで

ねんきん定期便によると、株式会社Bにおける厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が12万6,000円となっているが、移籍時に給与が下がってはいないので、申立期間①の標準報酬月額を訂正してほしい。

なお、同社は、株式会社Cの従業員が設立した「株式会社A」が社会保険の適用事業所となる前に、その従業員を社会保険に加入させていた会社であり、自分は株式会社Aに勤務していた。

また、昭和57年9月30日に株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、58年9月20日まで継続して株式会社Aに勤務しており被保険者期間が12か月空白となっている。申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持する昭和57年分給与所得の源泉徴収票、同年4月1日付けの給与辞令、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人が、当該期間において株式会社Aに勤務し

ていたと認められる。

また、申立人が所持する昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、当該期間において継続して給与から厚生年金保険料が控除されていたとする場合の額とおおむね一致することが確認できる上、複数の同僚は、申立人が申立期間②においても勤務形態に変更無く継続して勤務していた旨を供述している。

さらに、株式会社Bにおいて申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 57 年 9 月 30 日）に資格喪失している複数の同僚は、59 年 1 月 5 日に適用事業所となった株式会社Aにおいて資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は、引き続き社会保険料の控除があった旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社Bにおける昭和 57 年 8 月に係る社会保険事務所（当時）の記録及び申立人が所持する同年分給与所得の源泉徴収票から、16 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社Aは昭和 59 年 1 月 5 日から適用事業所となっているが、その前は申立期間②を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は、商業登記簿謄本により 56 年 12 月 * 日に成立しており、複数の同僚が申立期間②において 5 人以上の従業員を雇用していたと供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、株式会社Bに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、前職の株式会社Cより低額となっているが、転職に伴い給与が低下したことはないとし立てている。

しかし、申立人が所持する昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立期間①において申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除があったとする場合、又は申立期間①において申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除があり、申立期間②において保険料の控除があったとする場合から算出した厚生年金保険料を含むものとしては著しく相違する上、申立期間②にお

いて保険料の控除があったとする場合から算出する社会保険料額とほぼ見合う額であることが確認できる。

また、株式会社Cにおける被保険者資格を喪失した後、株式会社Bにおける被保険者資格を取得した同僚 16 人の記録を確認したところ、転籍時において標準報酬月額が上がっている者が 3 人、下がっている者が 7 人、変動の無い者が 6 人存在することから、両社間において転籍時に標準報酬月額を同一とする取扱いが行われていたとは認められない。

さらに、株式会社Aは既に解散し、事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

なお、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡が無い。

このほか、当該期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成7年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月29日から同年11月1日まで
ねんきん特別便の回答では、平成7年10月29日から同年11月1日まで厚生年金保険に未加入になっているが、月末まで勤務し、雇用保険資格者証の離職日も7年10月31日である。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社に平成7年10月31日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された源泉徴収票の社会保険料控除額と申立人の勤務期間である平成6年11月から7年10月までの標準報酬月額から計算される社会保険料との比較及び雇用保険の離職時賃金日額180日分と標準報酬月額から計算される同期間分の社会保険料と給与振込額の合計との比較を行うと、申立期間には6年10月以前の厚生年金保険料率を使用され、かつ、保険料控除がなされていた額とほぼ一致することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の実際に支給された報酬額のそれぞれに基づく標

準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額から算出された控除保険料から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、複写式の届出様式により、厚生年金保険と一体に扱われている健康保険組合における資格喪失日が平成7年10月29日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 3985 (事案 2056 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA事務所(B工場)における資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年10月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年4月は8,100円、同年5月から同年9月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月から24年10月16日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、C基地内のB工場(D業務に従事)における被保険者の記録が空白となっている。この期間の申立てについては、埼玉地方第三者委員会で非あつせんとなったが、申立期間当時の写真が見つかったので、当該期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、E局から入手したF票によると、申立人が申立てに係る事業所において昭和23年6月4日(雇入月日)から24年10月15日(退職)まで勤務していたことは認められるが、当該事業所を管轄するA事務所は、同年4月1日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっている。

また、昭和24年4月1日以降も当該事業所において勤務していたことは認められるが、厚生年金保険被保険者名簿に記録は無く、上司及び同僚等の名前を記憶していないことから供述を得ることができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月10日付けの年金記録を訂正する必要はないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、当初の決定後に、申立人から提出された当時の集合写真等(3枚)を基に、E局に対する照会を重ね、所属部隊名のリストから判明した同僚3人に照会した結果、回答のあった二人のうち一人は、「申立人は、昭和23年8月から24年10月

まで一緒に勤務していた。」と回答しており、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

一方、日本年金機構G事務センターにおいて、A事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、申立人と生年月日が相違（大正15年*月*日が明治28年6月29日となっている。）しているものの、申立人と同姓同名で、F票の記載内容とも合致する昭和24年4月1日に被保険者資格を取得し、24年10月16日に資格喪失となっている、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当時の友人二人（所属部隊は相違）は、申立人について、「当時自宅にも来たことがあり、よく覚えている。申立期間に技術者で同部隊に勤務していた。」と供述している上、前述の同僚は、「自分も集合写真に写っており、申立人及び当時の上司（工場長、副工場長の姓も文書に記載）、同僚等についてもよく覚えている。」と供述している。

さらに、前述の同僚は、「この生年月日の人は同部隊にはいない。」と供述している上、F票において、申立人以外に同姓同名の者は見当たらないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該未統合となっている当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和24年4月は8,100円、同年5月から同年9月までは8,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和23年8月から24年3月31日までの期間については、当該事業所を管轄するA事務所の厚生年金保険の新規適用年月日は、同年4月1日となっており、同日前において適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所及び同僚から当該期間にかかる厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述が得られず、このほか、当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、同社C事業所）における資格喪失日に係る記録を平成6年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月30日から同年7月1日まで

平成6年7月にA株式会社B工場から同社D所に転勤した。その間職場は変わっても退職はしていないのに申立期間の被保険者記録が無い。

当時の給与明細書をみると、保険料は1か月も途切れることなく控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書、雇用保険の被保険者記録、E基金提出のA株式会社B工場に係る「厚生年金基金加入員資格喪失届」に記載の加入員資格喪失日等から判断すると、申立人は、A株式会社に申立期間も含めて継続して勤務し（平成6年7月1日にA株式会社B工場から同社D所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における平成6年5月のオンライン記録から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料が無いため不明としているが、申立期間当時は複

写式であったと思われると回答しているところ、F組合の回答及びオンライン記録によると、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、いずれも平成6年6月30日となっており（基金においては、資格喪失日を同日から同年7月1日に訂正記録あり）、社会保険事務所（当時）及びF組合の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同年6月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成7年10月から8年1月までの期間は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までの期間は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間について上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年9月まで

私は、A院に平成6年7月から10年3月まで常勤（正職員）で勤務した。月に4回から6回くらいの夜勤があり、収入は月に手取りで20万円以上あった。しかし、先日ねんきん定期便が届き確認すると、7年10月から8年9月までの1年間の標準報酬月額が9万2,000円になっている。この期間に給料が引き下げられたことは無い。1日も早く記録を訂正してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A院が、労務管理委託契約をしていたB会の提出した、申立人に係る被保険者台帳（写し）において、申立期間の標準報酬月額が24万円と記録されているところ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、A院の提出した申立期間に係る給与台帳（写し）に記載されている社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料とが一致することから、申立人が申立期間において、事業主により給与から標準報酬月額24万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことは認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、A院が提出した給与台帳に記録されている申立期間各月の給与総額から、平成7年10月から8年1月までの期間は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までの期間は24万円、同年6月及び同年7月は22万円、同年8月及び同年9月は24万円に訂正することが必要と認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の給与台帳から判断すると、記録されている厚生年金保険の報酬月額では届出をしていないと思われるが、外部に委託していたため詳細は不明。」と供述しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 30 日

社会保険庁（当時）の記録では、私の平成 19 年 7 月に支払われた賞与に関する厚生年金保険の記録が無いとのことだが、私には間違いなく賞与が支給されていた。顧問社会保険労務士が A 社会保険事務所（当時）に提出した賞与支払届を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社 B が、平成 19 年 8 月 31 日に A 社会保険事務所に提出した賞与支払届によると、同社の 12 人の被保険者のうち、申立人を含む 11 人において、同年 7 月 30 日に賞与が支給されていた旨の記載が確認できる。

また、被保険者数が 12 人の有限会社 B が A 社会保険事務所に提出した賞与支払届は 2 枚にわたっているにもかかわらず、平成 19 年 9 月 3 日に賞与支払届の処理が行われていることが確認できるのは、1 枚目に記載されている 9 人の賞与支給対象者についてのみであり、申立人を含めて 2 枚目に記載されている賞与支給対象者二人については賞与支払届の処理が確認できないことから、A 社会保険事務所で賞与支払届の 2 枚目の入力処理を失念していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準賞与額に係る届出を事業主が A 社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額は、賞与支払届に記載されている 30 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月30日

社会保険庁(当時)の記録では、私の平成19年7月に支払われた賞与に関する厚生年金保険の記録が無いとのことだが、私には間違いなく賞与が支給されていた。顧問社会保険労務士がA社会保険事務所(当時)に提出した賞与支払届を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Bが、平成19年8月31日にA社会保険事務所に提出した賞与支払届によると、同社の12人の被保険者のうち、申立人を含む11人において、同年7月30日に賞与が支給されていた旨の記載が確認できる。

さらに、被保険者数が12人の有限会社BがA社会保険事務所に提出した賞与支払届は2枚にわたっているにもかかわらず、平成19年9月3日に賞与支払届の処理が行われていることが確認できるのは、1枚目に記載されている9人の賞与支給対象者についてのみであり、申立人を含めて2枚目に記載されている賞与支給対象者二人については賞与支払届の処理が確認できないことから、A社会保険事務所で賞与支払届の2枚目の入力処理を失念していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準賞与額に係る届出を事業主がA社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額は、賞与支払届に記載されている30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和34年2月15日に船員保険被保険者の資格を取得し、かつ、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係るA株式会社における船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年2月から同年9月までを5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月16日から同年10月1日まで

私は、A株式会社の所有するB船に、昭和34年2月16日にC港で乗船し、同年9月末日にC港で下船するまでの期間、D科実習生として勤務していたが、この期間の船員保険の被保険者記録が無い。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る船員保険被保険者名簿に、生年月日（昭和14年*月*日）が異なる申立人と氏名が同一の記録が確認でき、当該記録は34年2月15日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に資格喪失している。

また、事業主から提出された船員保険被保険者カードに記載されている被保険者証記号番号、氏名、生年月日（昭和14年*月*日）、資格取得日及び資格喪失日が上記被保険者名簿と同一であることが確認できる上、同被保険者カードに記載された住所は、申立人が居住していた住所であり、申立人の戸籍の本籍地であることが確認できる。

さらに、上記記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和34年2月15日に船員保険被保険者の資格を取得し、かつ、同年10月1日に資格を喪失

した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業所の事業所別被保険者名簿における当該未統合記録から、昭和 34 年 2 月から同年 9 月までを 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から8年10月1日まで
オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額が22万円となっているが、誤りであると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する34万円と記録されていたところ、平成9年4月11日付けで7年10月1日の定時決定が訂正され、7年3月1日にさかのぼって22万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時に申立人が勤務していた株式会社Aの元同僚3人についても、オンライン記録によると平成9年4月11日付けで、7年3月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理が行われている。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人と同様に平成9年4月11日付けで標準報酬月額を22万円に遡^{そきゅう}及訂正されている元同僚については、その保管する平成8年分給与所得の源泉徴収票から、訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が加入していたB組合は、「申立人の申立期間の標準報酬月額は34万円である。」と回答していることから、申立人も事業主により標準報酬月額34万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

加えて、申立人及び元同僚は当時の株式会社Aは経営が厳しく、社長は

会社の身売り先を探して、給与の遅配も発生していた上、滞納社会保険料の督促通知書を見たこともあると証言していることを踏まえると、社会保険料の滞納があったことが推測できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、34 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①、②及び④について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を36万円に、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を平成14年2月及び同年3月は36万円に、14年4月から同年7月までの期間は38万円に、申立期間④の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準賞与額に係る記録を平成15年12月24日及び16年7月30日は25万円に、同年12月29日は10万円に、17年8月10日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年6月から同年12月まで
② 平成14年2月から同年7月まで
③ 平成15年12月24日、16年7月30日、同年12月29日及び17年8月10日
④ 平成17年9月から18年8月まで

平成13年6月から株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①、②及び④の標準報酬月額は給与明細書に記載されている報酬額と異なり引き下げられている。当該期間の給与

明細書を提出するので、被保険者記録を訂正してほしい。

また、申立期間③における賞与分について、賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者記録が無い。申立期間③の賞与明細書を提出するので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び④について、申立人の提出した給与明細書から、申立人は、申立期間①、②及び④において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を36万円に、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を平成14年2月及び同年3月は36万円に、14年4月から同年7月までの期間は38万円に、そして、申立期間④の標準報酬月額に係る記録を41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により申立期間①及び②は28万円、申立期間④は38万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が申立期間①及び②は28万円、申立期間④は38万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人の提出した賞与明細書から、申立人は、申立期間③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、当該賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月24日及び16年7月30日は25万円に、同年12月29日は10万円に、17年8月10日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により平成15年12月24日、16年7月30日、同年12月29日及び17年8月10日の賞与に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所に行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っ

ておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店（現在は、C株式会社）における被保険者資格の喪失日を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月28日から同年6月1日まで
② 昭和37年12月14日から38年3月1日まで

昭和22年5月28日から59年6月まで、A株式会社に継続して勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が22年6月1日になっている上、37年12月14日から38年3月1日までの期間が空白になっている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は昭和37年12月14日、同社D工場（E工場に名称変更）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日は38年3月1日であることが確認できる。

しかしながら、事業主が提出した申立人に係る従業員名簿によると、申立人は、昭和 22 年 5 月 28 日から 59 年 6 月 9 日まで継続して勤務していたことが確認できる上、同名簿には、「37. 12. 1 D工場F係長」の記載がある。

また、A株式会社D工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、同社G工場又は申立人と同じ同社B支店から異動しているが、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることがオンライン記録により確認できる上、当該複数の同僚は、36 年又は 37 年から同社D工場に勤務していたと記憶している上、申立人も 37 年 12 月から同工場に勤務していたと供述している。

さらに、事業主は、「保険料控除に関する資料は無いものの、申立人の申立期間における給与はA株式会社B支店から支払われ、保険料も同社B支店の給与から控除されたものと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、A株式会社B支店における資格喪失日を昭和 38 年 3 月 1 日に訂正し、標準報酬月額については、申立人の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の 37 年 11 月の記録から、3万 6,000 円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、事業主が提出した労働者名簿により、申立人のA株式会社における入社日は昭和 22 年 5 月 28 日となっており、同時期に入社した同僚についても、一人は、申立人と同じ同年 5 月 28 日、一人は、同年 6 月 1 日となっていることが確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含むこれらの同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも同年 6 月 1 日となっている。このことについて事業主は、「何人かをまとめて 1 日取得として事務処理していたのではないか。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和19年6月30日）及び資格取得日（20年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月30日から20年5月1日まで

私は、家計を助けるために12歳のときからA株式会社でB職として働き始めたが、ねんきん特別便により、その途中の昭和19年6月30日から20年5月1日までの期間に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。資料等は何も無いが、申立期間も同社で働いていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A株式会社において昭和17年6月1日に厚生年金保険の資格を取得し、19年6月30日に資格を喪失後、20年5月1日に同社において再度資格を取得しており、19年6月から20年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人は「よくお世話になった年上の方がいたが、その方は途中で亡くなった。」と供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚は申立期間中である昭和19年*月*日付けで死亡により資格喪失していることが確認できること、及び申立人と同様に17年6月1日に資格を取得している同僚は「申立人は自分が同社に勤務し始めた時点で既に同社に勤務しており、22年ごろまでB職として勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間にA株式会社

に業務形態に変更なく継続して勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は既に解散しており、元事業主の連絡先も不明であることから、申立人及び同僚に係る厚生年金保険手続について具体的な供述を得ることはできなかったものの、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A株式会社において昭和17年6月1日に資格を取得し、申立期間後まで引き続き勤務している者のほとんどは被保険者記録が継続しており、申立期間において保険料控除が継続しなかったとする特殊事情も確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び申立人と同時期にA株式会社に入社した同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、当時の役員等も見当たらず、供述を得ることができないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年6月から20年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格取得日は昭和50年3月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年3月から同年7月までの標準報酬月額は8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年ころから51年ころまで

昭和48年から51年くらいまで株式会社Aに勤務し、社会保険に加入した。勤務地はB施設の2階にあり、同級生と一緒に勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和48年ころから51年ころまで勤務していたと申し立てているところ、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が2年相違する同姓同名の被保険者の記録が確認でき、この記録は基礎年金番号に統合されていない。

このことについて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に株式会社Aにおいて、厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員に照会したところ、複数の同僚が、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは間違いなく、同社には「C」という姓の者は申立人以外にいなかったと供述していることを踏まえると、当該未統合記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和50年3月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び同年8月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和50年3月から同年7月までに係る標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、8万円

とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和48年ころから50年3月1日までの期間については、申立人と同級生で同時期に同社に入社し、申立人と同様の業務に就いていた同僚は、最初は若年だったためアルバイトだったと供述しており、さらに、別の同僚は入社してすぐには社会保険には加入しなかったと供述している。

また、申立期間のうち、昭和50年8月1日から51年ころまでの期間については、株式会社Aにおいて、49年4月1日資格取得、50年9月26日資格喪失の記録のある同僚が、申立人は自分より遅く入社して早く辞めており、申立人の勤務期間は6か月間から10か月間までだったと供述している。

このほか、申立人の昭和48年ころから50年3月1日までの期間及び50年8月1日から51年ころまでの期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和48年ころから50年3月1日までの期間及び50年8月1日から51年ころまでの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①における株式会社A（現在は、株式会社B）C支店に係る資格取得日が昭和19年10月1日であることが認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのD支店における資格取得日に係る記録を昭和21年9月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を480円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのE本店における資格取得日に係る記録を昭和23年11月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年1月4日まで
② 昭和21年9月27日から同年10月1日まで
③ 昭和23年11月13日から同年12月11日まで

昭和13年4月に株式会社F（その後、株式会社Aを経て、株式会社G。現在は、株式会社B）に入社し、44年9月に退職するまで継続勤務した。このうち厚生年金保険制度開始時の19年10月1日から20年

1月4日までの被保険者記録が無いが、この期間はH軍応召期間のため厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、勤務期間中のうち株式会社AのC支店からD支店へ異動した昭和21年9月27日から同年10月1日までの期間及びD支店からE本店に異動した23年11月13日から同年12月11日までの期間のそれぞれ1か月間の被保険者記録が無い。これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、事業主の提出したI台帳及びJ県K課の発行した軍歴証明から、申立人は、株式会社FのL支店在籍中の昭和14年5月15日にH軍に招集され、21年7月27日に外地から復員したことが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、20年1月4日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は招集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人がH軍に招集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間①に係る資格取得日は、厚生年金保険法施行日である昭和19年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和20年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、40円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、事業主の提出したI台帳（従業員名簿）から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（昭和21年9月27日に、同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのD支店に係る昭和21年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、480円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、事業主の提出したI台帳(従業員名簿)から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し(昭和23年11月13日に、同社D支店から同社E本店に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのE本店に係る昭和24年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの期間及び47年4月から51年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和47年4月から51年9月まで

申立期間①及び②について、昭和51年9月ころに、A市役所から市の職員が来て国民年金についての説明会があり、その職員から46年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞き、後日現金で納付した記憶がある。納付した金額は定かではないが、さかのぼって納付した夫婦二人分の国民年金保険料は、それほど大きな金額ではなかった。保険料は自宅に集金に来たA市役所の職員に渡した。領収書はその場ではもらっていない。その職員から「保険料はBに持っていくので、Bから領収書が送られてきます。来ないときは言ってください。」と言われたのを記憶している。結局領収書は送られてこなかった。しかしながら、国民年金手帳に46年4月取得とさかのぼって納付したことが分かる日付が記載されているので間違いのないと思い確認をしないまま時間が経ってしまった。申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、昭和51年9月ころに、A市役所から市の職員が来て国民年金についての説明会があり、その職員から46年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞き、後日、自宅に集金に来たA市役所の職員に保険料を渡したとしているが、申立人は申立期間①及び②のさかのぼって納付した国民年金保険料の金額を記憶しておらず、また、同時に納付したとする申立人の夫の当該期間の保険料も未納となっているなど、申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等

が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 10 月ころ払い出されており、その時点では、申立期間①及び②のうちの 47 年 4 月から 49 年 6 月までの期間は時効により納付できない期間である上、その時点のころは、特例納付実施期間ではないため、制度上はさかのぼって納付できない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日の時期から申立期間の保険料を納付していると主張しているが、この資格取得日年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及^{そくきゅう}して記載されることから、保険料納付の始期を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年3月まで

A市からB市に転居した昭和56年3月に、B市役所C支所で国民年金の任意加入手続をした。同年4月に長女が中学校に進学したため入学の費用がかかり、国民年金保険料を何期分か未納としたところ、B市役所から3回ほど督促の手紙をもらったので夫のボーナスからまとめて国民年金保険料を同支所で納付したはずである。その後は同支所で私が国民年金保険料を現金で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月に、B市役所C支所で国民年金の任意加入手続をしたが、その後、国民年金保険料を何期分か未納としたところ、B市役所から3回ほど督促の手紙をもらったので同支所で保険料をまとめて納付し、その後は同支所で申立人が保険料を現金で納付していたとしているが、申立人はさかのぼって納付した期間及び保険料額を記憶しておらず、当時の納付状況が不明である。

また、申立人は、B市役所C支所で国民年金保険料を納付したとしているが、同支所は、過年度納付の保険料は納付できなかったとしているところ、申立人は同支所以外の金融機関では納付した記憶が無いとしており、保険料の納付方法及び納付場所が当時の取扱いと符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から51年12月まで

申立期間の保険料は、昭和53年ころ、特例納付制度を利用し、妻が妻の46年2月から51年12月までの期間の保険料とともに、A社会保険事務所(当時)で納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「昭和53年ころ、妻が妻の46年2月から51年12月までの期間の保険料とともに、A社会保険事務所で特例納付制度を利用し納付した。保険料は自分の口座から出金し用意したと思う。」としているところ、申立人が出金したと主張する金融機関においては関係資料が保存されていないなどのことから、保険料と考えられる金額の出金記録が確認できないこと、申立人の妻が納付したかもしれないとする保険料額は、申立期間の保険料額と一致しないこと、及び日本年金機構B事務センターでは、53年7月から実施された第3回特例納付の納付者リストに申立人の氏名は見当たらないとしていることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付したと判断するに至らなかった。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から51年12月まで

申立期間の保険料は、昭和53年ころ、特例納付制度を利用し、自分が夫の45年3月から51年12月までの期間の保険料とともに、A社会保険事務所（当時）で納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「昭和53年ころ、夫の45年3月から51年12月までの期間の保険料とともに、A社会保険事務所で特例納付制度を利用し納付した。保険料は夫の口座から出金し用意したと思う。」としているところ、申立人が出金したと主張する金融機関においては関係資料が保存されていないなどのことから、保険料と考えられる金額の出金記録が確認できないこと、申立人が納付したかもしれないとする保険料額は、申立期間の保険料額と一致しないこと、及び日本年金機構B事務センターでは、53年7月から実施された第3回特例納付の納付者リストに申立人の氏名は見当たらないとしていることなどから、申立人が申立期間の保険料を納付したと判断するに至らなかった。

また、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 9 月までの期間及び 59 年 5 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 57 年 9 月まで
② 昭和 59 年 5 月から 63 年 3 月まで

私はA地に住んでいた昭和 59 年 9 月に交通事故に遭い、同年 10 月から 60 年 4 月まで入院している時に、B地に住んでいたころの国民年金の納付書が届き、動けない私に代わり母が3回に分けて納付した。

平成 2 年 3 月に結婚してC区に転居し住所変更手続きをしたところ、平成 2 年度の納付書が届いた時期にD市のころに納めていなかった国民年金の納付書が届いた。保険料が約 20 万円と高かったので、主人にお金を出してもらい納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、入院していた間に納付書が届いたので申立期間①の国民年金保険料を納付したとしているが、入院当初の昭和 59 年 10 月時点においても申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない。

また、申立期間①直後の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 59 年 11 月 4 日、同年 12 月 6 日及び 60 年 1 月 14 日の3回に分けてさかのぼって納付していることがD市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人は、このことと混同している可能性も否定できない。

2 申立期間②について、申立人は、平成 2 年 3 月にC区に転居してから

申立期間②の保険料納付書が届いたので、20万円ほどの国民年金保険料を納付したとしているが、転居した2年3月時点においても申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない。

また、オンライン記録により申立期間②直後の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料が2年7月から3年8月までにかけて数回に分けて過年度納付されていることが確認できる上、当該期間の納付に要する保険料額は申立人が納付したとしている金額とおおむね一致しており、申立人は、このことと混同している可能性も否定できない。

- 3 さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年3月まで

会社を辞めて実家のA店の仕事を手伝い始めた時から、両親が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれた。ねんきん特別便で申立期間が未納となっていることを知った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めて実家のA店の仕事を手伝い始めた時から、その両親が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたとしているが、申立人は加入手続等に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとするその両親は既に他界していることから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年12月1日に当時同居していた申立人の弟及び妹と連番で払い出されており、その弟及び妹も申立人と同様52年3月以前は未納である上、払出時点で申立期間の一部は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年7月まで
平成元年4月に会社を辞める時に国民年金の手続をするように言われ、自分でA区役所に行き加入手続をした。保険料は郵便局で納めた記憶がある。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年4月にA区役所で国民年金の加入手続をし、保険料を郵便局で納めたとしているが、納付書が来ていれば払っていたはずとするのみで、納付回数や金額について覚えておらず、記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号払出状況から、平成8年12月ころに払い出されていると推認でき、その時点では、申立期間の保険料については時効により納付できない上、申立人は、所持している年金手帳以外に交付された手帳は無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から61年3月まで

ねんきん特別便で申立期間が未納とされていることが分かった。卒業後に勤めた会社を退職するとすぐに国民年金の納付書が送られてきた。私の将来のためにと母がその納付書の保険料を納付してくれ、半年分で8万円強であったと言ったことを記憶している。年金手帳を母から渡されてはいないが、保険料は結婚後も母が納付してくれていたと思う。母は既に他界しており、詳しいことは分からないが、母が保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未加入期間であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和57年1月ころ納付書が送られてきて、その母が半年間分の国民年金保険料8万円強を納付したとしているが、実際の保険料納付に要する金額は、申立人が納付したとする金額と大きく異なっている上、申立人の保険料を納付したとするその母は既に他界しているため納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により第3号被保険者の資格取得処理が昭和61年12月22日に行われていることが確認できることから、そのころに払い出されたと推認でき、払出時点からすると、申立期間の一部の保険料は時効により納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から同年12月まで

私は、ねんきん特別便において国民年金保険料の未納期間があったので、保険料は、納付済みである旨回答したところ、再度の回答でも未納になっていた。保険料は、私が妻の保険料を含めて納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人がその妻の分を含めて二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年11月に払い出されている上、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立人もA市（現在は、B市）から移動していないため、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出された事情が見当たらないことから、8年11月ころ加入手続をしたと推認でき、当該時点では申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人は、平成2年の所得税の確定申告書を提出し、社会保険料として申告している9万3,600円が国民年金保険料であると主張しているが、申立期間当時の申立人夫婦二人分の保険料は8万4,000円で申告額に一致しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から同年12月まで

私は、夫が平成2年8月に退職した際には、夫の国民年金への切替手続及び自らの種別変更手続を忘れて行っていなかったが、夫が3年1月に再就職したころ、A市役所（現在は、B市役所）C支所においてこれらの手続を行った。その際に、国民年金保険料が未納とされていることを知った。「このまま未納だと将来年金を受給できない可能性がある。」と言われ、私又は夫が、3年1月から同年3月までの間に夫婦二人分の5か月分の保険料を納付し、平成2年分の確定申告の際に申告したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人又はその夫が夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立期間は第3号被保険者期間とされていたものが、平成8年6月5日の国民年金第3号被保険者資格の得喪手続により未納期間とされたものであり、その夫が再就職をした3年1月ころに種別変更を行ったとする申立人の主張と符合しない。

また、当該期間は上記の得喪手続が行われた平成8年6月5日時点では時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、平成2年の所得税の確定申告書を提出し、社会保険料額として記載している9万3,600円については、国民年金保険料であると主張しているが、申立期間当時の申立人夫婦二人分の保険料額は8万4,000円であり、申告額と相違している。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月及び同年9月

平成5年8月に会社を退職した際、次の仕事に就くまでの間、年金の加入期間に空白が生じないようにしたいと考えて、退職の翌日、A区役所で国民年金と国民健康保険に加入した。加入期間は2か月と短期間だったが、国民年金保険料を納付していたはずであるので申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月、会社を退職した翌日にA区役所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、その妻が郵便局で保険料を毎月納付していたと申し立てているが、申立人の所持する年金手帳には、厚生年金保険関係の記載はあるものの、国民年金手帳記号番号欄に記載が無いこと、住所欄の最初に9年3月以降の住所地が記載されていること、初めて被保険者となった日及び被保険者資格を喪失した日が記載されているが、その日付はオンライン記録の日付とは異なっていること等不自然な点が見受けられる。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない上、オンライン記録によると申立期間は未加入期間であり、制度上保険料の納付はできなかった期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月から45年9月まで

私の国民年金は、私の学生時代に母がA町役場(現在は、B市役所)で加入手続をした。私がC地に在住していた平成元年から6年ころまでに、国民年金保険料の未納通知が届いたので、保険料を一括して納付したことを記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の学生時代に、申立人の母がA町役場で国民年金の加入手続をし、保険料は、平成元年から6年ころまでに保険料の未納通知が届いたので、申立人が申立期間の保険料を一括して納付したとしている。しかしながら、申立期間の昭和41年3月から45年9月までの保険料の未納通知書が平成元年から6年ころに届いたと主張しているが、これは当時の取扱いに符合しない上、申立人が、一括で納付したとする保険料額10万円から20万円は、申立期間の納付に必要な保険料額1万1,650円とは大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得記録から昭和45年12月ころ払い出されていることが推認され、その時点からすると、申立期間のうち43年9月以前は時効により納付できない期間であり、申立人が納付したと主張する平成元年から6年までの時点では、すべての申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、特例納付による一括納付を利用したとする可能性についても、申立人が保険料を納付したとする平成元年から6年ころまでの時期は、最後の特例納付であった第3回特例納付の実施期間(昭和53年7月から55

年6月まで)の期限後であり、利用できなかったとみられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年11月から59年3月まで

私が会社を退職した直後の昭和54年11月ころ、一緒に住んでいた父がA市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の保険料については、加入してからは父が、その後は私が納付していたはずなので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び加入時から申立期間の途中までの期間に係る保険料納付はその父が、その後の期間に係る保険料納付は申立人自身が行ったと主張しているが、その父は既に他界しており、申立人自身も保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、その父が昭和54年11月ころに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、59年9月ころに払い出されたと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれな

い。
さらに、推認される国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち昭和54年11月から57年6月までの期間は時効により納付できず、同年7月から59年3月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いと供述している。

加えて、申立人及びその父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 4 年 3 月まで

A 局に勤務し始めた平成 4 年ころ、妻が夫婦二人分の国民年金加入手続をしてくれた。保険料については、加入手続後に過去の未納分に係る納付書が送付されてきたので、妻が、郵便局か金融機関の窓口で、1 回あるいは数回に分けて夫婦二人分を納付した。申立期間が未加入になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が平成 4 年ころに国民年金の加入手続を行い、過去の未納保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻は、国民年金の加入手続、保険料の納付時期、納付金額等についての具体的な記憶が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に係る年金加入歴は、昭和 61 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの厚生年金保険の記録及び平成 4 年 4 月 1 日以後の共済組合の記録が確認できるのみであり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない上、申立期間は、オンライン記録では国民年金の未加入期間となっており、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 40 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月に A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 支社に入社して、途中、38 年 5 月に同社 D 支社へ移り、以来、継続して 40 年 9 月 30 日まで同社に在籍し、同日退職したが、妊娠 7 か月で体力的に大変であったので、実際の勤務は 40 年 7 月末日までであった。同社在籍期間の厚生年金保険について、脱退手当金が支給されているとのことであるが、同社退職後お金は一切受け取っていない。脱退手当金はいつどのような方法で支払われているのか、振込制度は無かったし、郵便局から受け取る為替であったのか、その当時、私は郵便局とは縁が無く、どこにあるかも分からず行った記憶も無いので、調査、審議の上、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

なお、当時、事業所において厚生年金保険料が給与から控除されていたのは知っていたが、あまり関心も無く、脱退手当金については全く知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社における、申立人に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 41 年 6 月 10 日に支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A 株式会社を退職後、昭和 40 年 10 月から引き続いて国民年金に加入し、以後 60 歳到達時まで保険料を完納していることがオ

ンライン記録から確認できるが、申立人は、「A株式会社退職後、健康保険証が無いため、国民健康保険の加入手続にE市役所に行った際に、担当者に指導されて同時に国民年金の加入手続（強制加入）も行ったもので、当時、再就職の意思も無く、年金制度には関心は無かった。」と供述しており、申立期間の厚生年金保険について、将来の年金給付に通算する意思があったとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受領した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 8 月 10 日から 33 年 3 月 20 日まで
② 昭和 35 年 6 月 15 日から同年 9 月 20 日まで

A社を退職後、脱退手当金を受け取ったことになっているようだが、私は受け取った記憶が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性同僚について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む昭和32年から37年までの期間に被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給資格がある11人のうち5人が資格喪失日の4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人に係る申立期間の脱退手当金の請求書類には、脱退手当金裁定請求書を提出した際に押印が無かったため整備の上再提出が必要であるとの社会保険事務所（当時）の付せんがあり、脱退手当金裁定請求書に押印があることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立人に係る脱退手当金額計算書の脱退手当金支給額欄に記載されている金額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済

35. 10. 15」の印が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年12月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 59 年 8 月ごろまで

A株式会社は、B区にあったCする会社だった。ほとんどが営業社員で歩合制の給与だったが、当時、子どもが小さかったので、収入の安定している内勤職の総務部に途中採用で入社し、D業務をした。生活は大変だったが、健康保険もあり、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における申立人の雇用保険の記録は、取得日が昭和 57 年 5 月 1 日、離職日が 59 年 3 月 13 日となっているとともに、同僚照会により回答を得た複数の同僚からも申立人が同社に勤務していたとの供述があることから、申立人が同社において勤務していたことはいかようにも推察される。

しかしながら、申立人は、A株式会社において、申立期間当時に申立人と一緒に仕事をしていたとする経理課長及び4人の同僚の氏名を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人を含むこれら同僚のうち経理課長及び二人の同僚の氏名が見当たらないことから、事業主は、当時、一部の社員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、事業主に照会を行ったが回答を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 25 日から 51 年 5 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、A株式会社に勤務した昭和 49 年 3 月から 54 年 3 月までの期間のうち、49 年 5 月 25 日から 51 年 5 月 1 日までの期間の年金記録が無い。この期間は継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に、A株式会社に勤務していたことは、複数の同僚の供述から推認できる。

しかし、申立人は、当初パートタイマーとして勤務したとしている上、Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同時期にパートタイマーとして勤務していたとする複数の同僚についても、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 49 年 3 月 1 日に同一の標準報酬月額で厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 5 月 25 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、勤務期間の途中から正社員になったと供述しているところ、申立人に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、A株式会社において厚生年金保険被保険者資格を 2 度目に取得した昭和 51 年 5 月 1 日であることが確認できる。

さらに、A株式会社は当時の人事記録及び給与関係書類を保管しておらず、当時の事情は不明としている上、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持しておらず、申立人の申立期間における被保険者資格の届出及び給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月5日から44年4月1日まで

私は昭和42年8月5日から44年4月1日までA町にあったB業務をしていたC株式会社で正社員として営業の仕事をしていた。

社会保険庁（当時）の記録では当該事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該事業所は厚生年金保険の適用事業所だったので、自分の記録が無いのは納得できない。

調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の一人は、申立期間に申立人はC株式会社に勤務していたと供述していることから、申立人が当該事業所に在籍していたことは推認できるものの、当該事業所に係る申立人の雇用保険被保険者の加入記録が無く、申立人のほかの同僚に照会しても、申立人が被保険者であったこと及び給与から保険料を控除されていたことが確認できない。

また、当該事業所は昭和46年12月21日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、元事業主は死亡しているため、当時の状況を聴取できない。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立期間に申立人の氏名が無く、申立期間当時に当該事業所で資格を取得した被保険者の名簿は連番で欠番は無く申立人の名前が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A会に事務員として勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA会に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該団体について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、また、申立期間当時の唯一の同僚は、「当該団体は、厚生年金保険の適用を受けてはいなかった。」と供述している。

また、当該団体に申立期間当時からBとして関わりを持つ者及び現在給与計算を担当している職員も上記同僚と同様の供述をしており、当該団体において給与から厚生年金保険料の控除が行われた旨の供述は得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月20日から5年4月1日までの期間、5年12月10日から6年3月16日までの期間及び15年4月1日から16年1月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち平成12年12月1日から14年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月20日から5年4月1日まで
② 平成5年12月10日から6年3月16日まで
③ 平成12年12月1日から14年9月1日まで
④ 平成15年4月1日から16年1月1日まで

社会保険庁（当時）の記録では、冬季限定の期間従業員として勤務していたA株式会社に係る申立期間①及び②並びに正社員に昇格する前にアルバイトとして勤務していた株式会社Bに係る申立期間④が厚生年金保険被保険者ではないことになっているので、年金記録を訂正してほしい。

また、年俸制の適用を受ける正社員として勤務していた株式会社Cに係る申立期間③の標準報酬月額が26万円となっているが、36万円が支給されていたはずなので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、A株式会社に勤務していたと主張しているが、申立人の勤務状況について、同僚からの供述を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の出生地であるD県内の社会保険事務所（当時）において申立期間②の直前である平成5年11月ころに払い出されている上、雇用保険の記録により、申立人の出生地において営業を行う別事業所で同保険の被保険者期間を有していることから、申立期間①及び②において、申立人が主張する当該事業所での勤務を推認することができない。

さらに、申立人は、「今までに、E地のF施設において、冬季のみのアルバイトを2度経験した。」としているが、オンライン記録には、申立人の主張とは相いれない、平成3年8月22日から4年8月26日までのG施設での勤務期間（当該経営者によると、夏季は、山岳地での労働であったとする。）及び7年1月1日から同年3月18日までのA株式会社の関連会社での勤務期間に係る厚生年金保険被保険者期間が認められることから、申立人は、申立期間①及び②について、上記平成3年度及び6年度の冬季にE地のF施設で勤務した記憶と混同しているものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

2 申立期間③について、申立人は、株式会社Cにおいて、正社員に昇格してからの給与は年俸制であり、毎月一定額の支給であったとしている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人に係る申立期間③における標準報酬月額の変動について、随時改定により平成12年12月からは26万円と記録されている上、定時決定により13年10月からも26万円と記録されているところ、申立人と同時期である9年5月に被保険者資格を取得した複数の同僚における申立期間③の標準報酬月額は28万円と記録されており、これらの同僚は、「年俸制であったが、毎月一定額ではなく、時間外労働の増減により給与額は変動していた。」と供述しているとともに、株式会社Cに係る自身の標準報酬月額についても、問題が無い旨を供述している。

3 申立期間④について、申立人は、株式会社Bにおいて、正社員に昇格する以前のアルバイト期間においても厚生年金保険料が給与から控除されていたと主張するが、事業主は、申立人の入社日を平成15年4月1日とするものの、事業主が保管する賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。なお、16年2月5日に支給した給与から健康保険及び厚生年金保険の各保険料を控除した記載が認められる。

また、オンライン記録により、申立期間④の期間内である平成15年

5月27日に社会保険事務所における申立人に対する国民年金加入勧奨の記録が確認でき、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日である16年1月1日の翌月である同年2月13日に、当該事業所の本社を管轄するH県内の社会保険事務所により、紛失を理由とした申立人の年金手帳の再交付がなされていることから、当該事業所は、申立人が主張する「16年1月1日に正社員に昇格した。」とする日をもって、厚生年金保険被保険者の資格取得日とするものとしたと推認できる。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 16 日から 34 年 4 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、私の A 株式会社での被保険者期間について昭和 36 年 1 月 27 日に脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱支給済*~*」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書では氏名欄に「B」、備考欄に「旧姓 C *」と記載されており、新姓での支給がうかがわれる上、申立期間を含む脱退手当金の支給額や裁定年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 3986 (事案 1975 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から 41 年 8 月まで
② 昭和 45 年 9 月から 47 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 8 月から 48 年 7 月まで
④ 昭和 48 年 8 月から 49 年 7 月まで
⑤ 昭和 49 年 8 月から 50 年 8 月まで

申立期間①の有限会社A、申立期間②の有限会社B、申立期間③の株式会社C、申立期間⑤の有限会社Dは前回非あっせんになったが、再度調査してほしい。申立期間④は前回E社と株式会社Fで申し立てたが、運営会社が株式会社Gということが分かったので調査して、申立期間①から⑤まですべての期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

各申立期間に係る申立てについては、申立期間①の有限会社A、申立期間③の株式会社C及び申立期間⑤の有限会社Dについて、厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、法人登記簿も管轄法務局において確認することができない上、有限会社Dの事業主は、「申立人は、昭和 47 年ごろから約 1 年間勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料を控除していなかった」と供述していること、申立期間②の有限会社Bは、厚生年金保険の適用事業所になっているものの、申立人が被保険者であった記録は見当たらない上、勤務状況及び保険料控除が確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤について新たな資料を提出せずに、

従来の主張を繰り返すのみであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

一方、申立期間④については、E社及び株式会社Fは厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、法人登記簿も管轄法務局において確認できないことから上記通知が行われているところ、申立人は、当該期間の運営会社は株式会社Gだとして再申立てしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間④に当該事業所の被保険者であったことが確認できた者のうち、連絡先の確認ができた同僚 19 人に照会し 8 人から回答が得られ、一人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがわれるが、前述の同僚から保険料の控除等についての供述を得ることができなかった。

また、当該事業所は既に事業を廃止し、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間④当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間④において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月21日から同年5月1日まで
年金事務所で確認したところ、A株式会社B営業所（現在は、C株式会社D支店）で勤務した21年3月21日から同年5月1日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。入社年月日が記載されている同社での社員手帳を提出するので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している社員手帳及びC株式会社が人事記録を基に作成した在籍証明書から、申立人は、昭和21年3月21日にA株式会社に入社したことは確認できる。

しかしながら、同僚照会に回答のあった元同僚は、自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日を照合したところ、「入社日は昭和21年3月21日、資格取得日は同年5月1日である。」と供述しており、同日に資格取得した者が申立人を含め29人いることから、当該事業所が入社後しばらくしてからまとめて加入手続を行っていたことがうかがわれる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年5月1日であることが確認できる。

さらに、C株式会社へ照会したところ、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出、保険料の控除、納付等については資料が保存されていないため不明である旨の回答であった。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 6 年 10 月 31 日まで

A株式会社における平成 5 年 2 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額が給与明細書の報酬額より低い金額になっているのはおかしい。実際の報酬額に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成 5 年 2 月から 6 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は当該期間の上限額である 53 万円となっているところ、申立人提出の当該期間に係る給与明細書に記載の厚生年金保険料額を見ると、同期間の標準報酬月額に見合う額が控除されており、また、申立期間のうち同年 6 月及び同年 7 月に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる報酬月額又は控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。これらのことから、申立期間のうち、5 年 2 月から 6 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当た

らないため、あっせんは行わない。

一方、申立期間のうち平成6年8月及び同年9月に係る標準報酬月額については、当該期間の報酬月額及び控除保険料額が確認できる給与明細書は無く、ほかに確認できる関連資料等が無いこと、及び当該期間直前3か月に関する給与明細書においても、当該期間の報酬月額又は控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは確認できないことから、報酬月額又は控除された厚生年金保険料額からみた標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていると判断することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から 61 年 5 月まで
② 昭和 61 年 6 月から同年 11 月まで
③ 昭和 62 年 2 月から同年 8 月まで
④ 昭和 62 年 8 月から同年 11 月 30 日まで
⑤ 昭和 62 年 11 月 30 日から 63 年 3 月 31 日まで

申立期間①はA株式会社に、申立期間②は株式会社Bに、申立期間③は株式会社Cに、申立期間④はD株式会社に、申立期間⑤はE株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の事業主及び複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A株式会社は既に解散し、当時の事業主は、当時の関係資料は保存していないが、厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間①の後の昭和 63 年 7 月であり、申立期間①における申立人に係る厚生年金保険関係の届出及び保険料納付を行っていないとしている上、同僚の一人も、申立期間①当時は厚生年金保険には加入していなかったと思うと供述しており、ほかの同僚からも申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、A株式会社が適用事業所となったのは、申立期間①後の昭和 63 年 7 月 1 日である。

2 申立期間②について、株式会社Bでは、申立期間②当時の関係書類は保存されておらず、申立人の在籍及び厚生年金保険関係の届出については不明であるとしている上、申立期間②当時、同社で被保険者となっていた者は既に他界しており、同僚から申立人の厚生年金保険料の給与からの控除等について供述を得ることができない。

また、申立人は、株式会社Bが経営する店舗でアルバイトとして勤務していたとしているところ、同社では、パート及びアルバイトは厚生年金保険に加入させていなかったとしており、申立期間②当時、同社の親会社から出向していた社員（親会社で厚生年金保険加入）も、同社ではパート及びアルバイトについては厚生年金保険に加入させていなかったはずであると供述している。

3 申立期間③について、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Cに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Cでは、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間③後の昭和62年12月1日であり、申立期間③における申立人に係る厚生年金保険関係の届出及び保険料納付を行っていないとしている上、同僚から申立人の厚生年金保険料の給与からの控除等について供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、株式会社Cが適用事業所となったのは、申立期間③後の昭和62年12月1日である。

4 申立期間④について、当時の事業主の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がD株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿によると、D株式会社は既に解散しており、当時の事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所となったことはなく、申立期間④における申立人に係る厚生年金保険関係の届出及び保険料納付を行っていないとしている上、同僚の特定ができず、申立人の厚生年金保険の適用等について同僚に照会できない。

また、オンライン記録によると、D株式会社が適用事業所であった記録は確認できない。

5 申立期間⑤について、当時の事業主の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がE株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業登記簿によると、E株式会社は既に解散しており、当時の事業主によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったことはなく、申立期間⑤における申立人に係る厚生年金保険関係の届出及び

保険料納付を行っていないとしていとしている上、同僚の特定ができず、申立人の厚生年金保険の適用等について同僚に照会できない。

また、オンライン記録によると、E株式会社が適用事業所であった記録は確認できない。

- 6 すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年か 54 年ころ
昭和 53 年か 54 年ころ、A 社(現在は、B 株式会社)支社の C 地にあった支部で、半年ほど勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社からの申立人とは昭和 54 年 8 月 31 日に D 員として委任契約し、職員登用せず 55 年 1 月 8 日に退社した旨の回答及び同僚の供述から判断して、申立人が A 社において業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、B 株式会社は、「申立期間当時、D 員は、契約後 3 か月ほど研修期間があり、その期間に一定の営業成績をあげたものを職員として登用していたが、職員として登用するまでの期間を委任契約期間としており、職員として登用した後も 3 か月間の経過期間を経て、その間に一定の営業成績をあげた者を厚生年金保険に加入させていた。申立人は、厚生年金保険被保険者となっておらず、保険料も控除していない。」と供述しており、同僚からも、申立期間当時、入社後半年程度の見習期間があり、その間は厚生年金保険には加入させてもらえなかったとの供述がある。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月26日から46年11月20日まで
② 昭和50年ころの5か月間

申立期間①について、A株式会社に昭和43年2月1日に入社して以来、継続して勤務しており、途中一度も退職した覚えは無く、今は他界した前社長の奥様に会った時も「あなたは13年間ここに勤めていました。」と言われたので間違いは無いはずである。また、申立期間②のB株式会社勤務期間は、社会保険庁（当時）の記録では、46年3月29日から同年8月19日までとなっているが、実際は、50年3月以降のA株式会社退職後の期間だと思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に入社してからは継続して勤務したと主張している。

しかしながら、雇用保険被保険者記録によると、申立人はA株式会社において昭和43年2月1日に資格を取得し、45年12月25日の離職後、46年11月20日に同社において再度資格を取得しており、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、前社長の妻から、「あなたは、A株式会社に13年間勤務していたと言われた。」と主張しているが、当該前社長の妻は、「申立人については記憶があり、A株式会社に勤務していたことは確かだが、当時の資料は既に無く、申立人がどのくらいの期間勤務していたかは分からないので、13年間勤務していたとは言っていない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間①中、A株式会社に継続して勤務していた

ことをうかがわせる給与明細書等の資料は見当たらない上、同僚照会においても申立期間①の勤務がうかがえる供述を得ることはできなかった。

なお、申立人は、A株式会社に昭和43年2月1日の入社から13年間勤務したと主張しているが、申立人は、厚生年金保険の資格喪失日と同日である50年3月7日に国民年金の資格を取得し、56年11月1日に資格を喪失していることが確認できるほか、50年3月から51年3月までの期間及び53年4月から56年10月までの期間は、国民年金保険料納付済期間となっている。

また、A株式会社からは、申立人は昭和50年3月の退職後は、同社のC業務をしていたことを、現在も在職する複数の社員が記憶しているとの供述が得られている。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B株式会社勤務期間を昭和50年3月のA株式会社退職後の期間であると主張しているが、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、同社において46年3月29日に資格を取得し、同年8月19日に資格を喪失している。

また、雇用保険被保険者記録でも、申立人は、昭和46年3月29日に資格を取得し、同年8月18日に離職（厚生年金保険の資格喪失日は雇用保険における離職日の翌日）したことが記録されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致する。

さらに、B株式会社で保存されていた「健康保険番号順の加入履歴」では、同社において昭和46年3月29日に資格を取得し、同年8月19日に資格の喪失をしていることが記録されている。

加えて、同僚照会を行ったが、申立人の同社での勤務期間が昭和50年3月のA株式会社退職後の期間であったことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 36 年 11 月に A 株式会社に入社し、44 年 3 月 31 日に同社を退職したが、厚生年金保険の加入記録では資格喪失日が同年 3 月 1 日となっており、退職月の記録が無い。退職する際、40 日の有給休暇残日数があったので、同年 2 月 28 日まで勤務し、その後は有給休暇を取った。退職願には同年 3 月末日退職と記載したはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有給休暇取得期間を含め、A 株式会社昭和 44 年 3 月 31 日まで在職していたとし、そのため、同年 4 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録では、申立人の離職日は昭和 44 年 2 月 28 日とあり、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票でも申立人の資格喪失日が同年 3 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、A 株式会社では、人事記録が残っていないため、申立人の在籍状況及び厚生年金保険加入状況を資料で確認することができないとした上で、退職者に有給休暇を与えることは当時からあったが、退職願の日付を変更することは考えられないとしている。そこで、申立人が記憶する同僚のうち、連絡先が判明した 3 人に申立人の退職時期等について照会したところ、人事担当者であった同僚は、当時、退職者については本人の申出に応じて有給休暇を消化した日を退職日としていたとし、ほかの二人の同僚も同様の供述をしていることから、申立人が有給休暇を消化した上で退職した可

能性がうかがわれるものの、いずれも申立人の退職日については記憶しておらず、退職時期を特定できるような供述は得られなかった。

さらに、事業主は、申立期間における申立人の厚生年金保険加入状況及び保険料控除の有無について不明であるとしている上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 7 月 22 日まで
② 昭和 43 年 7 月 22 日から 47 年 2 月 25 日まで

昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 2 月 25 日まで勤務していた A 区の B 株式会社の同僚の被保険者記録について、年金記録確認 C 第三者委員会から照会があったことから、年金事務所に自分の厚生年金保険の被保険者記録について照会すると、43 年 4 月 1 日から同年 7 月 22 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認されない上、同年 7 月 22 日から 47 年 2 月 25 日までの期間の標準報酬月額が、給与支給額より低い金額であることを知らされた。

B 株式会社には、D 職として昭和 43 年 4 月 1 日に入社してすぐに同僚 3 人と一緒に E 株式会社（現在は、F 株式会社）G 事業所に派遣され、その後も各社に派遣されたが当時は人手不足であったことから、派遣先が変わるたびに大きく昇給していた。

退職するまで毎月の厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであり、1 か月分だが昭和 46 年 12 月分の給与明細書を保管していることから、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、B 株式会社に勤務して厚生年金保険

料を給与から控除されていたと申し立てているが、複数の同僚の供述により申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和43年4月1日から同年7月22日までに被保険者資格を取得した同僚で連絡先の確認された12人に照会して、回答を得た8人のうち二人は、「自分も入社日と厚生年金保険の被保険者資格の取得日が相違している。」旨の回答をしている

また、商業登記簿謄本によれば、B株式会社は昭和61年5月10日にH区に移転していることからI法務局に照会したものの、「当該事業所は見当たりません。」との回答で連絡先が不明である上、申立期間①当時の事業主及び役員であった事業主の妻は既に他界しており、当該事業所の他の3人の役員も連絡先が不明であることから照会をすることができず、申立人の申立期間①の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和43年7月22日から47年2月25日までの期間の標準報酬月額が、給与支給額より低い金額となっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改訂又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなっている。

したがって、申立人提出の昭和46年12月の給与明細書において確認できる給与支給額は8万4,124円であるものの、厚生年金保険料控除額は1,344円となっており、当該控除額に見合う標準報酬月額は、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和46年12月を除く期間については、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の当該期間の標準報酬月額は、被保険者資格取得時に1万4,000円、44年10

月の定時決定において3万6,000円、45年10月及び46年10月の定時決定において4万2,000円と記録されており、かつ、申立人とおおむね同様の記録となっている同僚10人に照会し、回答を得た8人のうち5人も「自分の標準報酬月額も給与支給額とは異なっていた。」旨の供述をしている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
株式会社Aに昭和 44 年 2 月 22 日から 47 年 5 月 31 日まで勤務していたが、同年 5 月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社A提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び雇用保険の記録により、申立人の同社における離職日は昭和 47 年 5 月 30 日であることが確認できる。

また、株式会社Aでは、申立期間当時の提出資料以外の厚生年金保険関係の資料は処分していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除等については不明であるとしている上、複数の同僚からも、厚生年金保険料の控除等について、具体的な供述を得ることができなかった。

なお、オンライン記録から、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで
② 昭和 51 年 1 月 20 日から同年 3 月 15 日まで
③ 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 5 月 14 日まで

昭和 49 年 9 月に専修学校を卒業し、学校の紹介で A 社に入社したが、同年 10 月から 50 年 2 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無い。また、51 年 1 月から半年くらい B 株式会社に勤めたが、同年 3 月 15 日から同年 4 月 1 日までの記録があるだけで、この前後の記録が無い。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社は、平成 4 年 10 月 * 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も当該事業所は数年前に閉鎖したために、賃金台帳等の関係資料は何も残っておらず、詳細は不明と供述している上、同僚からも、申立人の勤務期間及び社会保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の払出番号に欠番は無く、その記録に不自然さも無い。

2 申立期間②及び③について、事業主は当時の賃金台帳等の関係書類は残っておらず、詳細は不明としている上、同僚からも申立人の勤務期間及び社会保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、申立人の B 株式会社における雇用保険の加入記録は、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致しているほか、同原票の前後の健康保険の払出番号に欠番は無く、その記録に不自然さも

無い。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
申立期間は、A社に勤務し、雇用保険に加入しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかったため、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったと回答している。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当が無く、同社が適用事業所であったのは平成元年5月1日から2年1月1日までであることが確認できる。

さらに、申立人は、当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、同僚等から供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 11 日から 51 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A株式会社の被保険者資格取得日が、昭和 51 年 8 月 1 日となっているとの回答をもらった。同社には、B支店で面接を受けた後、50年 8 月 11 日からC営業所（現在は、D支店）に勤務し、平成 22 年 1 月 31 日まで継続勤務したので、被保険者資格取得日を昭和 50 年 8 月 11 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出のあった「退職金明細書」及び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA株式会社に昭和 50 年 8 月 11 日から継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について翌月控除方式であったとしているところ、同事業所から提出された賃金台帳により、申立人の給与は、昭和 50 年 8 月分から支払われているものの、厚生年金保険料は同年 8 月分から 51 年 7 月分までの給与からの控除はされていないことが確認できる上、同事業所も申立期間当時は、採用後試用期間を 1 年間とし、その間は社会保険に加入させていなかったかもしれないと供述している。

また、E基金及びF組合に申立人の被保険者資格記録について照会したところ、いずれも被保険者資格取得日は昭和 51 年 8 月 1 日としている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月1日から同年12月1日まで
② 昭和58年12月2日から59年2月1日まで
③ 昭和60年3月1日から同年10月16日まで
④ 昭和63年3月16日から同年4月11日まで
⑤ 昭和63年11月25日から平成元年4月5日まで
⑥ 平成2年2月21日から同年8月1日まで
⑦ 平成3年2月1日から同年3月1日まで

A院は、私の実家で、昭和53年4月1日から58年4月30日まで事務の仕事をして勤務し、途中で辞めていないが、申立期間①の53年5月1日から同年12月1日までの期間における同院での厚生年金保険の記録が無い。A院は、父が病気のため閉院し、父は59年*月に亡くなった。

株式会社Bは、本社がC区にありD支社に昭和58年12月から63年4月10日まで継続して勤務したはずだが、申立期間②、③及び④の厚生年金保険の記録が無い。60年2月から61年4月までは再婚したので姓がEになっている。給料は、本社から出ていたようだが詳細は不明である。

株式会社Fは、G社の代理店で、昭和63年4月から平成2年2月まで同社でG社営業の仕事をしていたが、申立期間⑤の昭和63年11月25日から平成元年4月5日までの期間の厚生年金保険の記録が無い。

有限会社Hには、平成2年2月21日から3年2月まで営業の仕事で勤務したが、申立期間⑥及び⑦の厚生年金保険の記録が無い。

すべての申立期間についての資料は全く無いが、株式会社Fの名刺と同社の1か月分の全体の給料支給が分かる明細書だけは持っている。調

査して、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A院に係る健康保険事業所台帳及び健康保険被保険者名簿（紙台帳）によると、同院が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年10月1日であるが、53年5月1日に一度適用事業所ではなくなった後、同年12月1日に再び厚生年金保険に加入して適用事業所となっており、申立期間①は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、昭和47年3月から58年5月の同院閉鎖まで継続して勤務したと供述している同僚は、同院が53年5月1日に一度厚生年金保険の適用事業所ではなくなったいきさつについて、「先生が病気のために、一時休院するが閉院はしないとされた。申立期間①は、健康保険証を返したので持っていなかったと思う。」と供述しており、ほかの同僚も、同院が厚生年金保険から一度外れた理由について、医者が病気になったため一時休院したことを供述している。

さらに、A院における申立人の雇用保険の被保険者記録では、資格取得日が昭和53年11月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人は、株式会社Bに昭和58年12月2日から63年4月10日まで継続して勤務したと主張しており、同社に特別嘱託の室長として、58年3月から平成4年2月まで勤務したと供述している同僚が、「申立人とは昭和58年12月から一緒に勤務していた。」と供述していることから、申立人が同社に同年12月から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の求職者給付記録によると、申立人は、A院を離職後の昭和58年5月6日に離職票の交付を受け、同年5月10日に求職の申込みを行い、同年同月17日から59年2月9日までの240日間について、求職者給付の基本手当を毎月受給していることが確認できることから、58年5月6日から59年2月9日までの期間は、失業期間中であつたものと推認される。

また、申立人の株式会社Bにおける雇用保険の記録によると、申立人は、同社を昭和60年2月28日と63年3月15日の2度離職していることが確認でき、一度目の離職後の60年3月5日に離職票の交付を受け、同年同月26日に求職の申込みをして求職者給付を受給する手続きを行い、3か月の給付制限後に同年10月3日までの94日分の基本手当を受給（最終

失業認定日：60年10月4日）していることが確認できるとともに、2度目の離職時にも、離職後の63年4月1日に離職票の交付を受けていることが確認できることから、60年3月5日から同年10月4日までは失業期間中であり、63年3月16日以降からは同社に勤務していなかったものと推認される。

さらに、前述の特別嘱託の同僚は、「申立人が、昭和60年ころに結婚するとの話で、会社を一度退職しI地の方に行ったことを記憶している。その後、J支社に再入社したと聞いているが、高齢での再婚ということで気に留めた覚えがある。」と供述している。

加えて、株式会社Bに係る健康保険被保険者名簿（紙台帳）によると、申立人は、「*番」と「*番」の2度健康保険証の番号を取得しており、*番の時には、姓がKからEに変更されていることが確認でき、*番の時には、姓がEで被保険者資格を取得し、昭和61年5月*日にEからKに変更し、Kで資格喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑤について、株式会社Fにおける申立人の雇用保険の記録によると、申立人は、同社を昭和63年11月24日と平成2年2月15日の2度離職していることが確認でき、一度目の離職後の昭和63年12月13日に離職票の交付を受け、平成元年2月22日に求職の申込みをして求職者給付を受給する手続きを行い、3か月間の給付制限期間中の同年4月4日に同社で再度資格を取得していることが確認できるとともに、2度目の離職時にも、離職後の2年3月1日に離職票の交付を受けていることが確認できる。

また、株式会社Bにおいて経理庶務担当であった同僚は、「申立人が、途中で退職し、しばらくして再び入社した記憶がある。社会保険関係等の手続は、法律に詳しい人がいて法律どおりに資格取得喪失の届出をしていたので、落ち度は無かった。雇用保険の記録が有れば、それが正しいはずである。」と供述しており、ほかの複数の同僚も、「申立人が会社を一度退職し、その後に再度入社したことを覚えている。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の健康保険証が、一度目の離職時には昭和63年12月14日に事業主から返却されており、2度目の離職時には平成2年2月27日に返却されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間⑥及び⑦について、有限会社Hで申立人と同じ営業の仕事をしていた同僚が、「前の会社から、申立人と自分とほかの一人の3人で有限会社Hに平成2年2月17日から入社した。3年2月まで一緒に勤務した。2年6月3日から同月10日までは、全国大会があり申立人とL市に同行した。その時の写真を持っている。」と供述していることから、申立人が、同社に2年2月21日から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、有限会社Hが初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年8月1日であり、その前は厚生年金保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、前述の同僚は、事業所が社会保険に加入する前は、国民健康保険に加入し、国民年金保険料を納付していたと供述している。

さらに、申立人の有限会社Hにおける雇用保険の記録によると、被保険者資格取得日が平成2年8月1日、離職日が3年1月31日となっており、離職原因が会社都合によるものであるとともに、同年2月8日に離職票が交付されていることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立人の健康保険証が、平成3年2月7日に事業所から返却されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑥及び⑦における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 30 日から 61 年 5 月 1 日まで
② 昭和 61 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 3 月 22 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月に専門学校を卒業し、株式会社Aに入ってから、会社の名称や経営者の変更はあったが 63 年 9 月 26 日にB株式会社を退職するまで同じ会社に勤めていた。業務は基本的に出向のため、実際の勤務場所は出向先となっていたが、月 1 回行われる出向元の社内会議には参加していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間において、株式会社A及びその後継事業所と推認されるC株式会社に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、事業主を始め申立人を含む同僚 16 人全員が、同社が適用事業所でなくなった昭和 60 年 4 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該 16 人のうち申立人を含む 4 人は、いずれも同業他社であった株式会社Dで 61 年 5 月 1 日に同資格を取得した後、同年 7 月 31 日に同資格を喪失し、同年 8 月 1 日にC株式会社において資格を取得していることが確認できるところ、同僚の一人が「申立期間①及び②内のある時期に従業員が集められ、事情があつて社会保険には入れないのでD社の名義を借りて社会保険に入る。」と説明を受けたと述べているとともに、株式会社Dの事業関係者が、「当時、

株式会社Aの関係者が社会保険料を納付できないと言っていたことを覚えてい。」と述べていることを踏まえると、株式会社Aが適用事業所でなくなってから、同社がC株式会社として新規に適用事業所となる61年8月1日までの間において、申立人が株式会社A又はC株式会社において引き続き厚生年金保険料を控除されていた事情はうかがえない。

- 2 申立期間③について、複数の同僚の供述により、申立人がC株式会社の継承事業所と推認されるB株式会社に継続して勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録において、昭和63年3月20日に離職、同資格の再取得日が63年6月1日と記録され、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、申立期間③についての記録は確認できない。

- 3 このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
私は昭和 56 年 4 月から約 1 年間、A店のBコーナーでCという名称の従業員として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A店におけるD売場での業務内容を記憶しており、同僚3人も申立期間に係る申立人の勤務状況を記憶していることから、申立期間当時、申立人が同店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、株式会社Eは、同社のA店開店のため、昭和 56 年 3 月にCという名称の雇用契約期間 1 年間のパートタイマー労働者を採用し、厚生年金保険の被保険者資格を取得させたことは認めているが、同年 4 月に採用した同店でのパートタイマー労働者については週労働時間が 28 時間以下かつ雇用契約期間が 2 か月であったため社会保険に加入させることは無かったと供述しているところ、申立人及び同僚は申立人のA店での勤務開始は 56 年 4 月からであったと供述していることを踏まえると、申立人は、厚生年金保険の加入対象ではなかったことがうかがえる。

また、株式会社Eに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において、申立人の氏名は無い上、F基金への加入記録も確認できない。

さらに株式会社Eでは、当時のパートタイマー労働者、アルバイトに係る人事記録等の関連資料は残っておらず、申立人が同社の従業員であったかどうかは分からないと供述している。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 26 日から 52 年 8 月 25 日まで

A株式会社で一緒に働いていたBさんが、同社を辞めてC町に「D株式会社」を設立した。そのBさんに誘われてD株式会社に入社し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずであるのに、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E法務局の登記簿謄本から、D株式会社は、申立人の主張するとおり、C町において昭和 44 年 12 月 * 日付けで設立登記されており、代表取締役はB氏であることが確認できる。

また、申立人が記憶する同僚の「申立人と一緒にD株式会社で働いていた。」との供述により、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所には該当していないことが確認できるところ、前述の同僚から、「D株式会社は小さい会社であったので、厚生年金保険には事業所自体が加入しておらず、自分の加入記録も無い。」との供述が得られ、代表取締役であるB氏のほか、申立人が記憶する同僚二人（前述の同僚含む）においても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、当該事業所は登記簿謄本から平成 8 年 6 月 * 日に解散していることが確認できる上、代表取締役であるB氏（大正 8 年生まれ）は、基礎年金番号未統合につき、住所が判明しないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の事実をうかがわせる供述及び関連資料を得る

ことができない。

なお、当該事業所と類似する事業所名として、有限会社F（G区・昭和48年6月1日に適用事業所に該当）、株式会社H（I区・49年3月1日に適用事業所に該当）、株式会社J（K区・平成元年6月1日に適用事業所に該当）が存在するところ、株式会社Jを除く当該2事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれの事業所の記録からも申立期間において申立人の氏名は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 3 日から 38 年 12 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 37 年 6 月 3 日から 38 年 11 月 30 日まで A 株式会社(現在は、株式会社 B)に臨時社員で勤務した。当時、給与から社会保険料を控除されていたことを記憶している。

申立期間②について、昭和 39 年 4 月 2 日から同年 9 月 30 日まで C 社で勤務した。当時、社長から従業員のために厚生年金保険に加入していると言われた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、臨時社員として A 株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立期間①当時、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡の取れた 4 人に照会したところ、二人から回答が得られたものの、二人とも申立人については記憶しておらず、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な供述は得られなかったほか、申立人が名前を挙げた元同僚二人と元上司二人については厚生年金保険の加入記録が確認できない。

なお、申立人は、申立期間①当時、給与から厚生年金保険料を月に数千円控除されていたと供述しているが、申立期間①直前の事業所の標準報酬月額が 1 万 2,000 円で、当時の厚生年金保険料率 3.5% (事業主込) から試算すると本人負担額は月額 210 円となり、申立期間①後の事業所の標準報酬月額は 1 万 6,000 円で同様に試算すると、本人負担額は月額 280 円となることから、供述内容と大幅に乖離する。

また、株式会社Bの事業主に照会したところ、「申立人は、「臨時雇い」の可能性はあるが、40年以上たった現在も、その方についての資料が残っていないので確認できない。」との回答であった。

さらに、事業主は、申立期間①当時、試用期間については職種等により様々な形態があった上、D制度があり、臨時工については、正社員になってから厚生年金保険に加入させたとしていることから、当時、当該事業所では、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる扱いではなかったことが推認できる。

加えて、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が、申立期間②において勤務していたとするC社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本は見当たらない。

また、申立人が記憶するC社の元事業主は、病弱のため電話に応ずることはできないとの回答であったため、元事業主の弟で共同経営者に問い合わせたところ、「申立期間②当時の事業所名は「E社」で、会社として厚生年金保険に加入していなかった上、私自身もその間、厚生年金保険に空白期間がある。」との回答であった。なお、当該事業所は社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同社の所在地を管轄する法務局に該当する登記簿謄本は存在しなかった。

さらに、申立人は、申立期間②当時、当該事業所に勤務していた同僚の名字しか記憶していないため同僚調査ができず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

- 3 申立人が申立期間において、各事業主から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 24 日から 43 年 12 月 1 日まで
申立期間中は、A株式会社に在籍し、B国のC地へ出張していたが、その期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。当該事業所には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中は、A株式会社に在籍し、自社が輸出した製品の不具合を修理するためにB国所在の輸出先事業所に出張し、その間の滞在費は輸出先事業所から支給され、給与の70%（パーセント）相当額及び賞与はA株式会社から国内の留守宅に支払われており、業務の指揮命令は、A株式会社から受けていたと供述している。

しかしながら、A株式会社から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は、B国へ出国した昭和42年3月24日に同社における厚生年金保険の資格を喪失し、B国から帰国した43年12月1日に資格を再取得していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票による資格喪失日及び厚生年金保険の資格の再取得日はこれと同一日となっていることが確認できる。

また、申立人の前任者としてB国に赴任していた者もB国出張中の厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、当時の経理担当者に照会したところ、申立人のB国滞在中の社会保険の加入については記憶が無いため不明としている。

加えて、A株式会社の事業主は、「申立人の出張時の業務命令、国内での給与の支払及びB国での滞在費については、資料が無いため不明。」旨

の供述をしている。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月から 18 年 5 月まで
② 昭和 21 年 10 月 1 日から 23 年 8 月 7 日まで

私は、戦争で召集された期間を除き、一貫してA株式会社（現在は、B株式会社）に勤務し、転職をしたことは無い。しかしながら、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間について空白の期間がある。

申立期間①については、学校の紹介でC株式会社（A株式会社に名称変更）に就職し、D本社又はE支店に勤務した。その後、昭和 19 年から 21 年までにかけて応召によりF国に渡ったが、終戦で復員し、A株式会社に戻った。申立期間②については、D本社、E支店、G支店、H出張所のいずれかに勤務していたはずである。申立期間について、労働者年金保険、厚生年金保険で加入記録の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立内容から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがわれるが、事業主は、当時の社報（昭和 17 年から 19 年まで）に申立人に係る記載は無い上、当時の資料も無いことから、入社年月日及び保険料控除等については不明と回答している。

また、適用事業所名簿によると、A株式会社は、申立期間①後の昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、事業主も、適用事業所になったのは、同年 6 月以降であると回答している。

さらに、適用事業所名簿によると、A株式会社E支店が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間①後の昭和 22 年 6 月 1 日である。

加えて、申立期間①当時、A株式会社の厚生年金保険に加入していた複数の同僚に照会するも、申立人を記憶している者はおらず、勤務実態

及び保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、事業主が提出した昭和 21 年 4 月 30 日の社報に、申立人が同年 3 月 31 日に F 国（I 地）から J 地に帰国後、郷里に直行したとの記載がある。

また、昭和 21 年 7 月 31 日の社報から、同年 7 月 22 日付けで申立人に A 株式会社 G 支店詰が命じられ、さらに同年 7 月 26 日から同社 G 支店管轄 K 出張所勤務の発令がされていることが確認できる。

なお、事業主が提出した「L 史」の抜粋に、昭和 21 年 6 月に M 市に H 出張所開設の記載があることから、事業主は、「H 出張所と K 出張所は、同一の出張所であると認識している。」と回答している。

しかしながら、適用事業所名簿において、A 株式会社 H 出張所が厚生年金保険の適用事業所になった年月日は確認できないものの、厚生年金記号番号払出簿から、申立人に、昭和 23 年 8 月 7 日付けで、同社 H 出張所において新規に厚生年金保険記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、当該 H 出張所において、昭和 23 年 8 月 7 日付けで申立人を含む 9 人に、厚生年金保険記号番号が新規に連番で払い出されていることが確認できるが、9 人のうち、連絡のとれた一人は、H 出張所に 22 年 2 月に入社し、厚生年金保険に 23 年 8 月 7 日に加入したと回答している。

加えて、A 株式会社 D 本社及び E 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、申立人の記録は無い上、同社 G 支店は、申立期間②後の昭和 39 年 10 月 1 日に適用事業所となっていることが、適用事業所名簿から確認できる。

- 3 このほか、申立期間について、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで
② 昭和 35 年 7 月ころから 37 年 6 月ころまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）から受けた。申立期間①については、A町のB院に勤務し、働きながらC校に2年間通った。D職になってからも勤務し、計5年間勤務した。申立期間②については、E地のF院（現在は、G院）に結婚後2年くらい勤務した。勤務中にほかの病院で盲腸の手術をし、保険証を使った記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の勤務内容に係る具体的な供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、B院に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿により、B院が厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できない。

また、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない上、申立期間①当時の事業主に係る年金記録をオンライン記録から確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の姓のみしか記憶していないことから、同僚の調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年

金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立内容により、期間の特定はできないものの、申立人が、F院に勤務していたことはうかがえる。
しかしながら、適用事業所名簿により、G院は、申立期間②後の昭和39年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。
また、事業主は、申立人の勤務実態及び保険料控除に関しては不明と回答している。
さらに、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、昭和39年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚11人のうち、連絡先の判明した5人に照会するも、申立人を記憶している者はいない。
- 3 このほか、申立人が申立期間について、各事業主により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月15日から41年5月10日まで
厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間において厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間はA駅近くにあった株式会社BのC工場又は子会社に勤務していた。株式会社Bに勤務していた兄の紹介で入社しており、勤務していたことに間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社BのC工場又は子会社に勤務したと主張しているが、当該事業所の親族の供述により、申立人が勤務したとしている事業所は、当該事業所の事業主の親族が経営する株式会社Dであることが判明し、元事業主の供述により期間は特定できないものの申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、昭和42年4月1日付けで健康保険厚生年金保険適用事業所となり、45年12月1日付けで適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当該事業所の元事業主は、「申立人の勤務状況には記憶があるが、当社が厚生年金保険の適用事業所となる前の勤務であり、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人は、同僚を記憶していないことから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所の新規適用時に被保険者であった同僚に照会するも、申立ての事実についての回答を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い上、雇用保険被保険者記録も無い。

なお、株式会社Bについて、事業主は「当社には昭和 36 年当時からの社員名簿が保管されているが、申立人についての記録は無い。」と回答している上、申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番の無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 43 年 9 月 14 日まで
昭和 38 年 1 月に株式会社Aに入社し、43 年ころ退職した。42 年か 43 年ころ株式会社Aのトラックに乗車中に交通事故に遭いB院に入院したことがあった。このことは新聞にも出た。申立期間において間違いなく株式会社Aに勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は、申立期間において期間の特定はできないものの株式会社Aに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、株式会社Aは昭和 41 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の従業員全員が当該日又は当該日前に資格喪失していることが確認できる。

また、事業主は「当時の事業主は既に死亡していることに加え、資料も処分してほとんどないことから、当時の事情については分からない。」と供述している。なお、事業主から昭和 40 年 11 月から 41 年 10 月までの賃金台帳が提出されたが、申立期間についての賃金台帳の提出はなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことが確認できる関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 21 日から 63 年 4 月 1 日まで
昭和 61 年 4 月に A 株式会社に入社し、平成 15 年 3 月 30 日まで運転手として継続勤務した。

しかし、昭和 61 年 8 月 21 日から 63 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月入社から平成 15 年 3 月 30 日まで A 株式会社において継続勤務しており、途中退社したことはないと主張している。

しかし、雇用保険の記録により、申立人は昭和 61 年 8 月 20 日に同社に係る被保険者資格を喪失し、63 年 4 月 1 日に資格を再取得していることから、厚生年金保険に係る被保険者記録と資格喪失及び再取得が一致していることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、社会保険事務所（当時）に対する、61 年 8 月 29 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の提出及び健康保険証の返納が確認できる。

また、同名簿により、申立期間前後において、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間に欠落のある者は確認できない上、当該期間に被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者 16 人に申立人について問い合わせたところ、5 人から回答を得たが申立人の申立期間における勤務及び保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、同社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得、喪失の届出及び保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月30日から33年4月5日まで
私は、昭和28年12月1日から42年11月24日まで株式会社Aに継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めて株式会社Aに勤務していたとしているが、申立人が記憶している同僚は、既に死亡しており、申立期間当時の状況を確認することができない。

また、事業主は、申立期間当時の資料は保管されていないため申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入について不明と供述している。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間又は当該期間の前後に在籍が確認できる同僚のうち、9人に申立人について問い合わせたところ、8人から回答を得たが申立人の申立期間に係る供述を得ることができなかった。

加えて、株式会社Aに係る申立人の雇用保険の被保険者記録が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。